

優良産廃処理業者認定制度の手引き

I	優良産廃処理業者認定制度の概要	p. 1
II	優良基準	p. 3
III	優良認定の申請手続	p. 7
IV	認定制度に関するQ & A	p. 1 1

この手引きでは、法令の名称について、次のとおり略語を用いて表記します。

「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「政令(令)」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

「規則」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

平成 30 年 3 月

(改訂 令和 5 年 12 月)

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

(問合せ先 審査係直通 048-829-1608)

I 優良産廃処理業者認定制度の概要

1 優良産廃処理業者認定制度について

“優良産廃処理業者認定制度”は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事（政令市長）が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とするものです。

2 優良産廃処理業者の特例

この制度による認定を受けた場合、次の特例が適用されます。

- (1) 許可の有効期間が7年になります（通常の有効期間は5年です。）。
- (2) 許可証に「優良」と明記されます。これにより、排出事業者に対して優良であることをアピールできます。
- (3) 優良産廃処理業者として「産廃情報ネット」のホームページに掲載されます。
- (4) 処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とすることができます。ただし、保管量を変更するときは、届出が必要です。

このほかに、さいたま市では、本市で認定を受けた処理業者を市のホームページにおいて優良産廃処理業者として公表します。

3 優良基準となる事項

この制度における優良基準となる事項は、次の5つです（詳細は「II 優良基準」を参照。）。

1. 遵法性
2. 事業の透明性
3. 環境配慮の取組
4. 電子マニフェストの導入
5. 財務体質の健全性

4 優良認定の申請方法

従来、優良認定の申請は許可期限到来時に更新申請にあわせて行うこととされていましたが、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずし

て、改めて優良産廃処理業者として許可の更新申請を行うことができることとなりました（手続については「Ⅲ－１ 優良認定の申請手続」を参照。）。

優良産廃処理業者認定制度は、政令及び規則の規定を根拠とした全国一律の制度として運用されています。認定処理業者の検索や情報公開事項の閲覧には、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する“産廃情報ネット”を活用してください。

◎ 産廃情報ネット ⇒ <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>
（問合せ先：電話 03-4355-0160）

また、制度の運用については、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（改訂 令和2年10月）を参照してください（上記のホームページアドレスより閲覧できます。）。

II 優良基準

優良基準は、処理業の区分ごとに規則において次のとおり定められています。

処理業の区分	優良基準を規定する条項
産業廃棄物収集運搬業	規則第 9 条の 3
産業廃棄物処分業	規則第 10 条の 4 の 2
特別管理産業廃棄物収集運搬業	規則第 10 条の 12 の 2
特別管理産業廃棄物処分業	規則第 10 条の 16 の 2

1 遵法性に係る基準

⇒従前の許可の有効期間の一定期間（※1）において、特定不利益処分（※2）を受けていないこと。

※1 特定不利益処分に係る「一定期間」

	場 合	一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

※2 特定不利益処分一覧

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
①	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）
②	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7
③	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項及び第 15 条の 3
④	再生利用認定の取消し	第 9 条の 8 第 9 項（第 15 条の 4 の 2 第 3 項）

		において準用する場合を含む。)
⑤	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
⑥	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
⑦	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
⑧	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
⑨	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項（第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項

2 事業の透明性に係る基準

⇒規則で定める事項について、下記の一定期間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

公表事項及び更新頻度（更新すべき場合）の概要は、次表のとおりです。

公表事項の詳細及び記載例については、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（改訂 令和2年10月）」を参照してください。

◎公表事項及び更新頻度（概要）

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については1年に1回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上）	○	

	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	1年に1回以上		○
⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○	
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上		○
⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上		○
⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上		○
⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

(詳細は、環境省の運用マニュアル (p. 6～48) を参照。)

3 環境配慮の取組に係る基準

⇒国際標準規格 (ISO) 第 14001 号の認証又は一般財団法人持続性推進機構による認証 (エコアクション 21 等) を受けていること。

4 電子マニフェストに係る基準

⇒電子マニフェストシステム (通称: J W N E T) に加入しており、電子マニフェストを利用可能であること。

5 財務体質の健全性に係る基準

⇒次の基準を全て満たすこと。

- (1) 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率 (「純資産」÷ (「純資産」と「負債の額」の合計)) が零以上であること。
- (2) 次の①又は②のいずれかの基準に該当すること。
 - ① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。

- ② 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（経常利益と減価償却費の合計額）の平均値が零を超えること。
- (4) 法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。
- (5) （最終処分を行う場合のみ）特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

Ⅲ 優良認定の申請手続

1 優良認定の申請手続

本市で産廃処理業の許可を有する者は、更新許可申請を行う際、併せて優良基準に適合していることの認定を申請することができます。

(1) 申請の時期

従来、優良認定の申請は許可期限到来時に更新申請にあわせて行うこととされていましたが、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新申請を行うことができることとなりました。

(2) 申請の方法

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新許可の申請書及び添付書類のほか、優良認定に係る申請書類及び添付書類を提出してください（各2部）。

郵送での受付は行っておりません。

(3) 提出先

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課審査係

(4) 手数料

更新許可申請手数料のみ（優良認定に係る手数料は不要）

2 提出書類

◎提出書類一覧

	提出書類	詳細ページ
1	優良認定申請書（指定様式）	p. 8 - 1
2	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（指定様式）	p. 8 - 2
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（一部指定様式）	p. 8 - 3
4	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	p. 9 - 4
5	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	p. 9 - 5
6	財務体質の健全性を証する書類（指定様式 外）	p. 9 - 6 (1)~(10)

◎提出書類の詳細について

- 1 優良認定申請書
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業優良認定申請書（指定様式）
- 2 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面
誓約書（指定様式）
- 3 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として、次の(1)または(2)のうちいずれかひとつ
 - (1) 公益財団法人産業廃棄物処理振興団が発行した「事業の透明性の基準適合証明書」
 - (2) 優良基準に係る情報公開・更新状況報告書等及び情報公開を行っているホームページの該当箇所を印刷したもの
なお、この場合の優良基準に係る情報公開・更新状況報告書等及びホームページの該当箇所を印刷したものについては、以下の期間について申請書に添付してください。

申請区分		事前情報公表期間 (公開情報を印刷したもの)	その他添付書類	
優良認定の新規申請をする場合		申請日の6月間前から申請日まで（約6か月間分）	・優良基準に係る情報公開・更新状況報告書 (指定様式)	—
優良認定の更新申請をする場合	他自治体で優良認定あり	直近の他自治体で優良認定を受けた日から今回の申請日まで		・優良産廃処理業者の認定を受けた自治体一覧表（指定様式） ・当該認定を示す許可証の写し
	他自治体で優良認定なし	前回の優良認定を申請した日から今回の申請日まで (約7年間分)		—

- ・直前の更新日における公開情報は、全て添付
 - ・更新ごとの公開情報については、変更部分のみ添付（許可証の写しの画面については、変更のない許可証の許可証の添付を省略しても構いません。）
- ※変更箇所にはアンダーラインを引くなど、変更箇所が分かるようにすること。
- ※印刷した公開画面は全て時系列に綴ること。その際、インデックスを付けて更新日が分かるようすること。

※処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する情報については、許可の有効期間の始期が令和2年7月1日より前である産業廃棄物処分業の許可を受けた者が当該許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合には、従前の許可を受けた日からではなく、当該許可の更新の前6月間の公表で足りる。

4 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

I S O 14001 又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類。

この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については(一財)持続性推進機構が定める「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」に基づき、地域等における環境マネジメントシステム及び当該システムの認証を受けた事業者が当該機構による相互認証を受けている場合が該当します。

・当該認証・登録証の写しを添付してください。

※申請者が複数の事業所又は事業場を有する場合には、これらのうちいずれかの事業所等について認証を取得していれば構いません。

5 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

電子マニフェストの加入証の写し

6 財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類

(1) 経営状況確認書(指定様式)

(2) 法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書

・管轄の税務署で取得

・法人の場合は、「その3の3 未納の税額がないことの証明(直近3年分)」を添付

(3) 法人県民税の納税証明書

・県税事務所で取得

・直近3年分の納税証明書を添付

※県内に事業所がない場合、添付は不要。その場合は、その旨を説明する書類を添付すること。

(4) 法人事業税の納税証明書

・県税事務所で取得

・直近3年分の納税証明書を添付

※埼玉県外の事業税の納税証明書は、添付不要。

(5) 不動産取得税の納税証明書

- ・ 県税事務所で取得
- ・ 直近3年分の納税証明書を添付

※埼玉県外の不動産取得税の納税証明書は、添付不要。

(6) 法人市民税の証明書

- ・ 市役所で取得
- ・ 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付

※さいたま市以外から課された住民税に係る納税証明書は、添付不要。

(7) 事業所税の納税証明書

- ・ 市役所で取得
- ・ 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付

※市外の事業所に係る納税証明書は、添付不要。

※事業所床面積又は従業員数が規定に満たないために、納税義務がない場合は、その旨を説明する書類を添付すること。

(8) 固定資産税（土地家屋用、償却資産用）及び都市計画税の納税証明書

- ・ 市役所で取得
- ・ 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付

※市外の物件の固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書は、添付不要。

(9) 社会保険料の納入確認書

- ・ 「未納の無いことの確認書」、「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24か月分）」又は「領収済通知書の写し（24ヶ月分）」を添付
- ・ 市内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る社会保険料について年金事務所が発行する納入確認書を添付

※市内の事業所に係る社会保険料を市外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の確認書が必要。

(10) 労働保険料の納入証明書

- ・ 市内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る労働保険料について地方労働局が発行する「直近3年分の納入証明書」を添付

※市内の事業所に係る労働保険料を市外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要。

※ 納税証明書、納入証明書は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

IV 認定制度に関するQ & A

(複数の処理業区分で許可を受けている場合の認定)

Q 1) 産業廃棄物収集運搬業許可と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を受けていますが、産業廃棄物収集運搬業の優良認定を受ければ、特別管理産業廃棄物収集運搬業についても認定されたことになりますか？

A 1) ⇒ 認定を受けた処理業区分以外は、認定されたことにはなりません。

優良認定は処理業の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業）ごとに行いますので、それぞれについて認定を受ける必要があります。

(優良基準に適合しなくなったときの取扱い)

Q 2) 優良認定を受けて許可の有効期間が7年となりましたが、認定を受けた後に財務状況が悪化し、優良基準に適合しなくなりました。この場合、許可の有効期間は5年に短縮されてしまいますか？

A 2) ⇒ 優良基準に適合しなくなっても、有効期間は短縮されません。

優良認定はあくまで認定を受けた時点において、優良基準に適合することを認定するものであり、認定を受けた後に基準を満たさなくなっただけからといって有効期間が短縮されることはありません。

(遵法性に係る基準の適用)

Q 3) 1年前にA県において廃棄物の不適正処理に係る改善命令処分を受けましたが、さいたま市においては特定不利益処分を受けたことはありません。この場合、さいたま市では優良認定を受けることができますか？

A 3) ⇒ いずれかの都道府県又は政令市において特定不利益処分を受けている場合は、認定を受けることができません。

遵法性に係る基準（特定不利益処分を受けていないこと。）は本市における処分状況のみを対象とするのではなく、全ての都道府県等（政令市を含む。）における処分状況を対象としています。

(事業の透明性に係る基準の適用)

Q 4) インターネットではなく、パンフレットや機関誌を作成して情報公開を行っていますが、優良基準に適合しますか？

A 4) ⇒インターネット以外の方法による公表は、基準に適合しません。

事業の透明性に係る基準は、インターネットを利用する方法により情報を公表していることを要件としているため、これ以外の方法(パンフレット、機関誌等)は認められません。

なお、インターネット上でいつでも誰でも情報を閲覧できる必要があることとし、利用者登録等の手続が必要な閲覧方法は、公表していることとはみなされません。

(財務体質の健全性に係る基準の適用)

Q 5) 財務体質の健全性に係る基準について、売上原価に含まれているため損益計算書に記載されない減価償却費を、経常利益金額等に合算することはできますか？

A 5) ⇒損益計算書に明示されていない減価償却費を経常利益金額等に合算することはできません。

経常利益金額等は、損益計算書に明示された経常利益と減価償却費の合計によるため、明示されていない場合は合算できません。ただし、損益計算書の別紙として売上原価明細書等(決算報告書として作成されたものに限る。)が添付されている場合において、当該明細書に明示されている減価償却費については合算することができます。

(財務体質の健全性に係る基準の適用)

Q 6) さいたま市で収集運搬業を行っていますが、埼玉県内には事業所がありません。この場合、県税及び市税に係る納税証明書は提出する必要がありますか？

A 6) ⇒埼玉県内に事業所がない場合は、県税(地方消費税を除く。)及び市税に係る納税証明書は提出不要です。

県税(地方消費税を除く。)に係る納税証明書については、埼玉県内(さいたま市以外を含む。)に事業所がある場合に必要です。また、市税に係る納税証明書については、さいたま市内に事業所がある場合に必要です。

また、社会保険料及び労働保険料の納入証明書については、さいたま市内に事

業所がある場合に提出する必要があります。

(財務体質の健全性に係る基準の適用)

Q 7) 処理業の事業に供するため、さいたま市内に事業所(延べ床面積 1,000 m²)を設置しており、固定資産税をさいたま市へ納付していました。しかし、事業所税は、申告義務を怠り、これまで未納付の状態であることが分かりました。優良認定の申請は、財務体質の健全性に係る基準に不適合のため受け付けてもらえないでしょうか？

A 7) ⇒ 納税証明書又は納税義務者でないことを説明する書類がない場合は、添付書類の不足のため申請を受理しません。

ただし、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の事業所税を納付し、事業所税の納税証明書(未納がないこと。)が申請書に添付できた場合には、優良認定の申請を受理します。